

裁判所の組織

裁判所組織の特徴

- 裁判(官)の独立(憲法76条3項)

→司法行政上の監督権の裁判への影響を排除
(裁判所法81条)

憲法上の要請を踏まえた組織運営が求められる。

司法行政作用

- 裁判作用を支える行政作用
 - ①人的・物的資源の確保と円滑な運用
総務・人事・会計機能
 - ②執務の質の確保・向上
指導監督・人材育成機能

司法行政作用

- ①裁判作用に直接的な影響を与えない総務・人事・会計
→上司の指揮監督権を通じて事務の適正と能率を確保
- ②裁判作用と接点を有する訟廷事務・裁判部の執務
→裁判の独立への配慮と質の確保・向上を両立
※訟廷事務は個別の裁判との接点は少なく、事務局の事務と類似

裁判部における司法行政

- 首席書記官(大法廷首席書記官等に関する規則3条4項)
 - ・ 訟廷事務をつかさどる
 - ・ 一般執務を指導監督する
- 首席家裁調査官(首席家裁調査官等に関する規則1条3項)
 - ・ 一般執務と調査事務の指導監督
 - ・ 関係行政機関等との連絡調整

総括という権限

- 所長(裁判所法29条2項, 31条の5)
 - 支部長(下級規3条2項)
 - 部総括(下級規4条4項)
- 共通の権限としての「総括」

「総括」とは何か

総括とは

- 事務を担当する複数の機関の存在
本庁: 裁判官会議, 事務局, 訟廷, 裁判部
支部: 庶務課, (訟廷,) 裁判部
部: 裁判官, 書記官, 事務官等
- 独自の指揮監督権はなく, 複数の機関のとりまとめの機能

総括とは

総括のためにすべきこと

- ① 組織(内の各機関)の全体状況把握(実情把握)
- ② 組織内の各機関の調整・助成(とりまとめ)

→ 組織としての機能を十分に発揮

→ 全体状況把握を前提に他の部署や機関と連携

裁判所の組織(支部編)

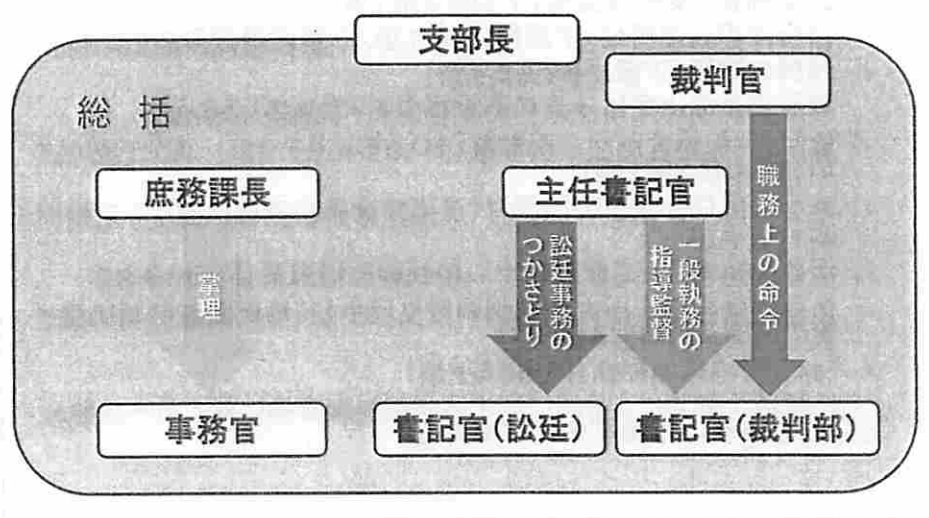
前提となる理解(支部の構造)

- 地家裁支部の設置(裁判所法31条1項, 31条の5)
- 一人支部長と支部長発令(下級規3条1項)
- 司法行政事務の委任(下級規20条1項, 法秩職員規則2条2項)
- 庶務課の設置(下級規24条2項)
→庶務課長の上司は本庁の事務局長(下級規24条8項)
- 書記官・速記官の部への配置(同10条の2第1項), みなし部の定め(同10条の2第2項)
- 部等への主任書記官の設置(大法廷首席書記官等に関する規則5条1項, 2項)
- 主任書記官による書記官の一般執務の指導監督(同5条3項)
- 主任家裁調査官の配置は裁判所又は支部(首席家庭裁判所調査官等に関する規則4条1項)
- 「組」という組織の存在(同4条2項)
- 主任家裁調査官による組に属する家裁調査官等に対する一般執務・調査事務の指導監督(同4条3項)

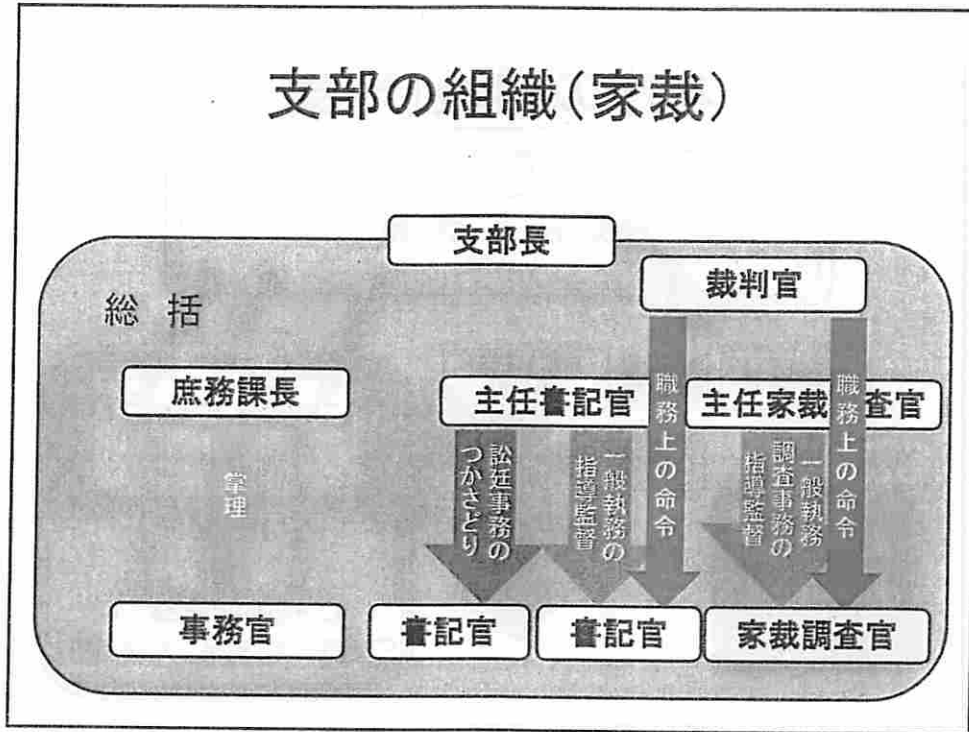
支部長の総括機能

- 実情把握
 - ①各機関(庶務課, 訟廷, 裁判部)のそれぞれにおける司法行政作用が適切に行われているか
 - ②各機関の連携が十分に行われているか
→組織としての課題の発見
- とりまとめ
 - ①機関内の課題解決の支援(課題の指摘や相談への対応)
 - ②機関をまたがる調整(認識共有や解決方針の統一)
→支部内の連携をはかり, 支部の機能を十分に発揮
→支部の全体状況を把握して本庁と連携

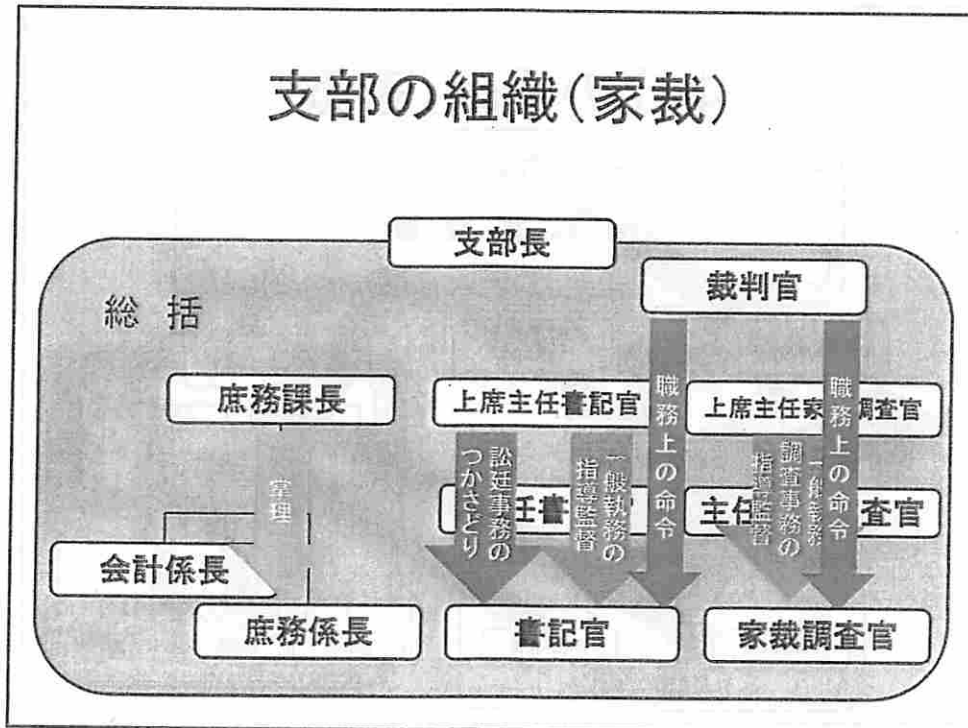
支部の組織(地裁)

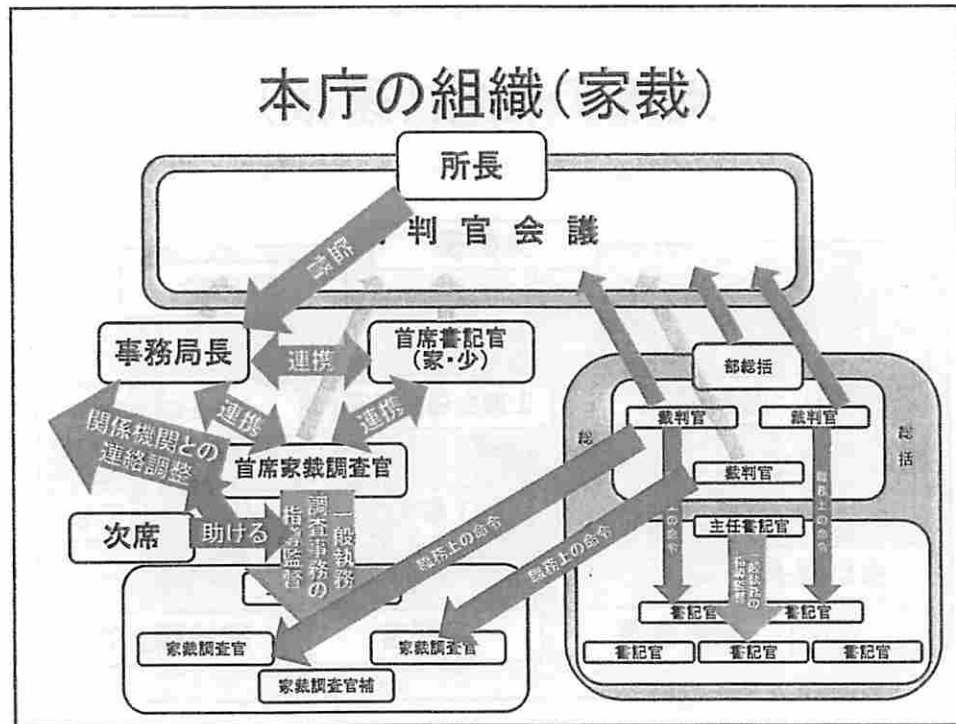
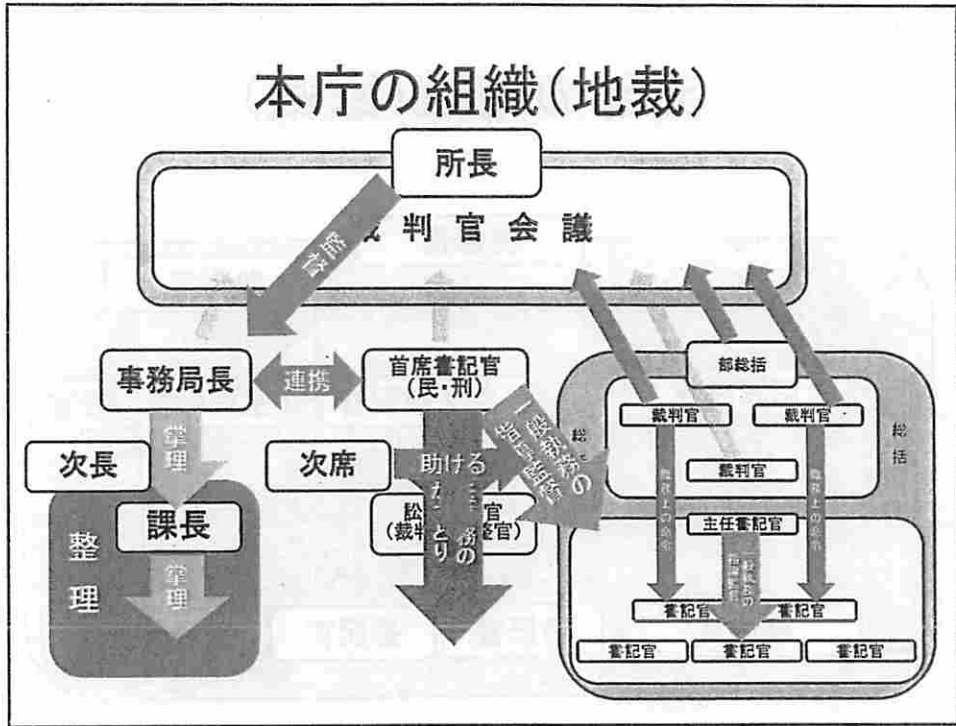


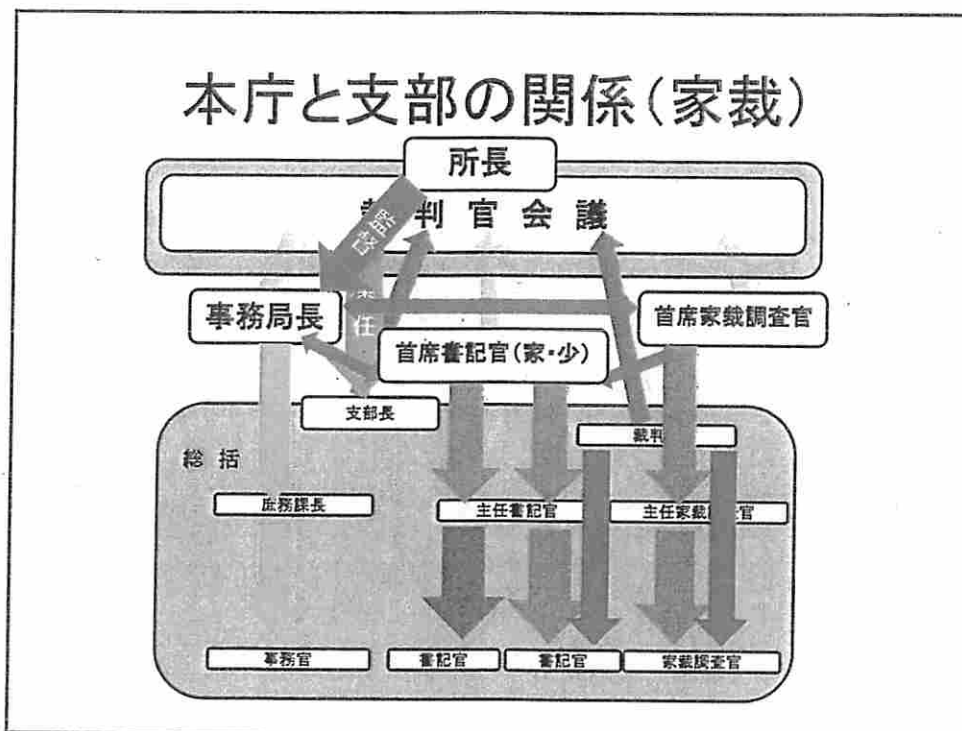
支部の組織(家裁)



支部の組織(家裁)







まとめ

- ① 支部の全体状況把握(実情把握)の対象
複数の機関(指揮命令や指導監督の系列)
- ② 支部における調整・助成(とりまとめ)の方法
それぞれの系列の特徴に応じた調整・助成
- ③ 本庁・支部連携の第一歩
「力強い情報流通」
支部:系列の特徴を理解した情報流通
本庁:支部の構造を理解した情報流通

【平成30年度 支部長研究会】

【平成30年度 管理者研究会(組織運営)】

「共同研究」進行表

～支部運営における本庁との連携について～

～割り当てられた教室に着席してください。～

日	項目	時間	内容	備考
5/22 (火)	冒頭説明	12:00 ～ 12:30 (30分)	冒頭説明 「裁判所の組織」	大研究室 (司法研修所別館研修棟3階)
	12:30 ～ 13:30 (60分) 昼休み・教室移動			
	班別討議	13:30 ～ 14:30 (60分)	導入説明 ～ 班別討議①	1～ 4班 第8演習室 5～ 7班 第1演習室 8～10班 第2演習室 11～13班 第3演習室 14～16班 第4演習室
		14:30 ～ 14:40 (10分)	休憩	
		14:40 ～ (約60分)	班別討議②	
		～ 16:15 (約35分)	班別討議③ ～ 振り返り	
	16:15 ～ 16:35 (20分) 休憩・教室移動			
	全体討議	16:35 ～ 17:30 (55分)	全体討議・まとめ	大研究室 (司法研修所別館研修棟3階)

(注) 1 「全体討議」の座席は、講演と演習「マネジメントの基礎理論」のときと同じです。

2 「班別討議」のパートは、5教室に分かれて行います(司法研修所別館東棟3階)。

割り当てられた教室へ移動してください。